

過誤納還付金の受領に関する委任状
(自動車税種別割、自動車税・軽自動車税環境性能割用)

年 月 日

総合振興局長
北海道 振興局長 様
札幌道税事務所長



委任者 (納税義務者)	住所 (所在地)
	氏名 (名称) ㊞
	電話番号 (連絡先)

私は、次の者を受任者（代理人）と定め、次の道税過誤納還付金の受領に関する権限を委任します。

税目・年度・期別	(税目)					(年度)		(期別)		
	自動車税種別割		自動車税・軽自動車税環境性能割			年度		定期・証紙		
自動車の登録番号	札幌	函館	室蘭	苫小牧	その他		(かな)			
	帯広	釧路	北見	知床	旭川					
納付日	年	月	日	過誤納発生事由			抹消登録・重複納付 その他 ()			
				過誤納発生日			年 月 日			

受任者 (代理人)	住所 (〒 -) (所在地)									
	氏名 (名称)									
	電話番号 (連絡先)									
受任者の 受領口座 (口座振替払を希望する場合)	金融機関名 及び 支店名		銀行 信用金庫 ()					本店(所) 支店(所) 出張所		
			※金融機関コード					※店舗コード		
	口座種別		普通 当座 その他 ()			口座番号				
	口座名義人(カタカナ)									

- 注意 1 委任者欄は、必ず委任者が自署し、印鑑登録の印（スタンプ印は不可）を押印するとともに、委任者の印鑑登録証明書の原本（発行日から6月以内のもの）を添付してください。
(なお、受付窓口で証明書の原本を提示した場合は、証明書の写しによる提出も可能です。)
- 2 受領口座の金融機関がゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳に記載されている他金融機関からの振込用の店名、預金種目及び口座番号を記載してください。
- 3 委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は、返却することがあります。
- 4 この委任状は、過誤納発生日の10日後までに、自動車の定置場を所管する総合振興局、振興局又は道税事務所に提出してください（提出先一覧をご参照ください）。
なお、提出期限以後に委任状が提出された場合は、委任者（納税義務者）に還付されることがあります。
- 5 委任状を提出された場合でも、委任者（納税義務者）に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当又は委託納付されるため、受任者に還付されないことがあります。
- 6 ※欄は、記載不要です。

